

平成 30 年度

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険（オプション）)

(<http://www.fukushihoken.co.jp>)

ふくしの保険

検索



在宅・地域福祉サービス中の

- 活動従事者ご自身のケガ
- 団体・グループおよび活動従事者ご自身の賠償責任
- 感染症（オプション）

を補償します



社会福祉
法人 全国社会福祉協議会

〔本制度の契約形態〕

本制度は、在宅福祉サービス・介護保険サービスなどを実施する団体ならびにその活動従事者を被保険者（保険の補償を受けられる方）として全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する団体契約です。

加入申込人（加入対象者）（ご加入いただける方）

社会福祉協議会およびその構成員・会員である団体^(※)ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティアグループ（以下総称して「団体」といいます。）

（※）団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他福祉サービスを通じて地域福祉活動の推進に取り組む団体です。なお、登録の方法は最寄りの社会福祉協議会までお問い合わせください。

（※）個人加入はできません。

（※）株式会社・有限会社などの営利企業はご加入いただけません。

被保険者（保険の補償を受けられる方）

ケガの補償 …個人（団体の活動従事者）

感染症の補償
(オプション) …団体（団体が補償規定に基づいて活動従事者
に支払われた補償金を補償します。）

賠償責任の補償 …団体（役員、使用人を含みます。）

および個人（団体の活動従事者）

対象となる活動

在宅福祉・地域福祉サービス

介護保険サービス

障害福祉サービス

障害者地域生活支援事業

児童福祉サービス

など

例

- ホームヘルプサービス
 - 訪問入浴サービス
 - グループホーム
 - 家事援助サービス
 - 配食・給食サービス
 - ガイドヘルプサービス
 - 地域活動支援センター事業
 - 小規模多機能型サービス
 - 児童家庭支援センター事業
 - 地域包括支援センター事業
 - ケアマネジメント業務（訪問調査、ケアプラン作成など居宅介護支援事業）など
- ただし、社会福祉関連法令で定められた入所の社会福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者総合支援法による生活支援施設など）事業は除きます。

ボランティア団体・グループで行う有償のボランティア活動（福祉サービス）も対象になります。

補償金額（保険金額）

ケガの補償と賠償責任の補償は、セットで基本補償となりますので、いずれかのみの加入はできません。（保険期間1年）

保険金の種類		加入プラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン
基本 補償	ケガ の 補 償	死 亡 保 険 金	410万円 ^(※1)	700万円 ^(※1)	1,080万円 ^(※1)
		後 遺 障 害 保 険 金	障害の程度により、死亡・後遺障害保険金額の4~100%	障害の程度により、死亡・後遺障害保険金額の4~100%	障害の程度により、死亡・後遺障害保険金額の4~100%
		入 院 保 険 金 日 額	3,100円	5,000円	8,000円
		手 術 保 険 金	入院中の手術 31,000円 外来の手術 15,500円	50,000円 25,000円	80,000円 40,000円
		通 院 保 険 金 日 額	2,000円	3,200円	5,000円
	賠 償 責 任 の 補 償	対人・対物賠償（個人賠償責任保険金）	1億円（1事故限度額）		
		対人・対物賠償 ^(※2)	2億円（期間中限度額）	3億円（期間中限度額）	5億円（期間中限度額）
		人格権侵害・宣伝障害 ^(※3)	2億円（期間中限度額）	3億円（期間中限度額）	5億円（期間中限度額）
オプ シ ヨ ン	感 染 症 の 補 償	現 金 保 管 中 の 盗 難 損 害 賠 償	10万円（期間中限度額）		
		事 故 対 応 特 別 費 用 ^(※4)	500万円（期間中限度額） ^(※2)		
		被 告 者 対 応 費 用 ^(※5) （対人見舞費用）	死亡 10万円・入院 3万円・通院 1万円（期間中50万円限度）		
		ケアマネジメント業務における経済的損害賠償	100万円（期間中限度額）		
		死 亡	100万円		
	团 体	入 院 15 日 以 上	5万円		
		入 院 8 日 以 上 14 日 以 内	3万円		
		入 院 4 日 以 上 7 日 以 内	2万円		
		通 院 4 日 以 上	1万円		

（※1）すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

（※2）対人賠償・対物賠償は、共通で保険金額限度となります。また、補償の対象となるリスクの種類ごとに期間中限度額を適用します。

（※3）人格権侵害・宣伝障害は、共通で保険金額限度となります。

（※4）事故対応特別費用における事故の原因調査費用については、1回の事故につき30万円限度となります。

（※5）被害者対応費用は、人格権侵害・宣伝障害の事故、現金保管中の盗難損害賠償の事故、ケアマネジメント業務における経済的損害賠償の事故の場合は対象になります。

※自己負担額はありません。

保険料

前年度の活動実績に基づき計算してください。(計算例は加入依頼書をご覧ください。)

補償内容	加入プラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン
基本補償（ケガの補償・賠償責任の補償）	延活動従事者数 × 17 円	延活動従事者数 × 28 円	延活動従事者数 × 42 円	
オプション（感染症の補償）	延活動従事者数 × 1 円			

延活動従事者数=前年度の活動従事者全員の年間延活動実績日数合計
※新規事業の場合は今年度の予想延活動従事者数

補償期間(保険期間)

平成 30 年 4 月 1 日午前 0 時から平成 31 年 3 月 31 日午後 12 時までの 1 年間

◆中途加入の場合は、加入申込手続きを完了^(*)した日の翌日午前 0 時から平成 31 年の 3 月 31 日午後 12 時までとなります。

(*) 加入申込手続きの完了とは、加入申込人が保険料を全国社会福祉協議会の指定口座に払込み、「加入依頼書」と活動従事者の名簿を専用封筒（ピンク色）にて全国社会福祉協議会「ボランティア関係保険制度」係宛に送付または提出したときとします。

加入申込手続き

①団体ごとに「加入依頼書」に必要事項をご記入、ご署名(フルネーム)またはご捺印ください。

また感染症の補償(オプション)に加入される場合には、『感染症補償規定』の内容をご確認いただき、加入依頼書にご捺印ください。

※法人の場合は必ず法人印をご捺印ください。

※新規にご加入いただく場合は、「加入依頼書」の「告知事項」にも必ずご記入ください。

②所定の払込用紙(社協コードを必ず記入)を使用して、保険料を全国社会福祉協議会の指定口座にお振込みください。

③「加入依頼書」の 1 枚目(保険会社用)に所定の「振替払込受付証明書(お客様用)」を貼付し、最寄りの社会福祉協議会の確認印を取り付け、活動従事者の名簿^(*)を添えて専用封筒（ピンク色）にて全国社会福祉協議会「ボランティア関係保険制度」係宛にご送付またはご提出ください。

(*)名簿の様式は問いません。作成済みの名簿を添付してください。なお、名簿には「活動開始年月日」「活動従事者の氏名」「住所」および「電話番号」を記載してください。

④「加入依頼書」の 3 枚目に社会福祉協議会の確認印が捺印されたものが「加入証」となります。大切に保管してください。

保険金をお支払いする主な場合 【ケガの補償】

【ケガの補償】 団体の活動中に急激かつ偶然な外来の事故による活動従事者自身のケガを補償

ヘルパーが利用者宅で家事援助をしていて、調理中にやけどをし通院した。



介護支援専門員が訪問調査のため、要介護者を訪ねる途中、交通事故にあい後遺障害が生じた。



- ◎入院・通院 1日目からお支払いします。
- ◎健康保険、生命保険、加害者からの賠償金などに関係なくお支払いします。
- ◎熱中症やウィルス性・細菌性食中毒になった場合にも補償します(熱中症危険補償特約、細菌性食中毒およびウィルス性食中毒補償特約セット)。
- ◎自宅と活動場所への往復途上のケガも対象になります。

保険金の種類	補償内容
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡保険金額の 4%~ 100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%~ 100%)
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額 × 入院日数(事故の発生の日から 180 日以内)
手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) <入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額 × 10(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額 × 5(倍) (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院日数に対し、90 日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額=通院保険金日額 × 通院日数 (事故の発生の日から 180 日以内の 90 日限度) (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

用語のご説明

【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensinryo/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

保険金をお支払いする主な場合【賠償責任の補償・感染症の補償（オプション）】

【賠償責任の補償】 団体の活動中の偶然な事故により、サービス利用者や他人の身体・財物に損害を与える、団体またはその活動従事者が法律上の損害賠償責任を負われた場合を補償

入浴サービス中に誤ってお年寄りにケガをさせた。



利用者宅で、家事援助サービス中、誤って食器を落として割った。



- ◎サービス利用者の状況を外部に漏らし名誉毀損と訴えられたなど人格権の侵害による損害賠償責任も補償します。
- ◎利用者から預かった現金盗難時の損害賠償責任も補償します。（警察への届け出が必要です。）
- ◎ケアプランに不必要的介護サービスを組み込んだため、本来必要なサービスを受けられなかったとして損害賠償を求められたなど、ケアマネジメント業務における経済的損害による損害賠償責任も補償します。
- ◎介護職員がたんの吸引を行った際に要介護者の喉を傷つけてしまったなど、介護職員等認定特定行為業務従事者が行った喀痰吸引等特定行為による損害賠償責任も補償します。

保険金の種類	補償内容
①損害防止費用	被保険者が損害の防止や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。
②緊急措置費用	損害の拡大や防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被保険者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。
③権利保全行使費用	被保険者が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。
④争訟費用	被保険者が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。
⑤協力費用	被保険者が損害賠償請求を受け、損保ジャパン日本興亜が必要に応じて被保険者の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が損保ジャパン日本興亜に協力するために支出した費用をお支払いします。
⑥損害賠償金	<p>被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。</p> <p><身体賠償事故の場合> 治療費、医療費、慰謝料 等</p> <p><財物賠償事故の場合> 修理費、再調達に要する費用 等</p> <p>※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 被保険者が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等はお支払いの対象となりません。</p>
⑦被害者対応費用 (対人見舞費用)	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金・見舞品の購入費用を被害者の状況に応じて死亡時10万円・入院時3万円・通院時1万円を限度にお支払いします。
⑧事故対応特別費用 (初期対応費用・争訟対応費用) ※団体の補償固有	補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費等)をお支払いします。

※①から⑤までの費用は、原則としてその全額がお支払いの対象となります。

※⑥損害賠償金の額が支払限度額を超える場合、④争訟費用は、次の算式によって得られた額をお支払いします。

争訟費用の総額=争訟費用の総額×支払限度額／⑥損害賠償金

※個人の賠償責任の補償の場合は、①から⑥までをあわせて「個人賠償責任保険金」といいます。

オプション	福祉サービスに従事する方自身がその活動中の事由により、下記に掲げる感染症を発症し、死亡、4日以上入院または、4日以上通院した場合、団体が補償規定に基づき活動従事者に補償金を支払われた場合に保険金をお支払いします。 (感染症補償規定につきましてはP6をご覧ください。)
-------	--

◎対象となる感染症：ウイルス肝炎(A型・B型・C型およびE型)、結核、皮膚感染症(疥癬、カンジダ症、白癬症、ヘルペスウイルス感染症など)、腸管感染症(コレラ、腸チフス、細菌性およびウイルス性食中毒など)、HIV感染症(エイズ)、MRSA、ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マーリブルグ病、パラチフス、ジフテリア、ポリオ、ラッサ熱、SARS、痘そう、黄熱、Q熱、狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ(H5N1 および H7N9 型)、マラリア、MERS

保険金をお支払いできない主な場合

【ケガの補償】

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- 脳疾患、疾病または心神喪失
- 妊娠、出産、早産または流産
- 外科的手術その他の医療処置
- 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの
- ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
- 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故

(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。

(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

【個人の賠償責任の補償】

- 故意
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任
- 航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(※) 次の①または②にいずれかに該当するものを除きます。

①原動力がもっぱら人力であるもの

②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。)

など

※自動車による事故は、活動従事者自身のケガのみが対象となり、対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません。(自動車事故での補償となります。)
※自動車とは、道路交通法ならびに道路運送車両法に定義されているものをいい、ブルドーザー、パワーショベル、コンボ、フォークリフト、クレーン車などを含みます。

事故が起こったら

事故が発生した場合は、応急措置など必要な初期対応を行ったうえで、次の事項を所定の「事故報告書」に必要事項をご記入のうえ、**ただちに損保ジャパン日本興亜の都道府県別の担当保険金サービス課まで FAX** してください。(FAX 送信の宛先は裏表紙の連絡先一覧をご確認ください。)

①事故発生の日時・場所 ②事故の原因・状況 ③ケガの程度・病院名(傷害事故)

④相手の氏名、住所、連絡先、ケガまたは損害の程度(賠償事故)

など

※「事故報告書」はご加入手続きをされた社会福祉協議会からお取り寄せいただくか、「ふくしの保険」ホームページ(<http://www.fukushihoken.co.jp/>)からダウンロードしてください。

※事故の発生の日から 30 日以内にご連絡いただけない場合は、保険金をお支払いできることがあります。

※賠償事故の場合、示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜と相談いただきながらおおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

【賠償責任の補償】

- 故意
- 航空機、自動車または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任
- 施設や昇降機の新築、改築、修理、取りこわしその他工事
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
- 医療行為(はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- 被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- 原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
- 福祉用具貸与に関して他事業者(リース、レンタル業者)等から供給を受けている場合に、その用具に与えた損害に起因する賠償責任
- 受託物の自然の消耗、欠陥、ねずみ食い、虫食いなどに起因する賠償責任
- 受託物が利用者・第三者(受託物の所有者)に引き渡された日から30日以後に発見された損害に起因する賠償責任
- 雇用・解雇に関する不当行為に起因する賠償責任
- 居宅介護支援業務遂行、または遂行に起因する以外の経済的損害賠償
- 法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為による損害
- 被保険者が他人に損害を与えることを予見して行った行為による損害
- 排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- 汚染物質の排出、流出、いっ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任
- 修理または加工に起因する賠償責任
- 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任

など

- このパンフレットは、保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、福祉保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- この保険契約は、賠償責任保険普通保険約款、普通傷害保険普通保険約款、約定履行費用保険普通保険約款に各種特約等をセットしたものを組み合わせた商品です。
- この保険契約は複数の保険会社が共同で引受けける共同保険契約であり、幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社は各々の引受割引に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

【引受保険会社】損害保険ジャパン日本興亜株式会社：85%<幹事保険会社>・東京海上日動火災保険株式会社：15%

重要事項等説明書

福祉サービス総合補償 契約概要と注意喚起情報

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み	この商品は傷害保険普通保険約款に各種特約をセッとしたものと賠償責任保険普通保険約款に各種特約をセッしたものと組み合わせた商品です。また、オプションは約定履行費用保険普通保険約款に各種特約をセッしたものでです。	●お支払方法	専用の払込用紙を使用し、ゆうちょ銀行から払込み(一括払)いただけます。なお、ゆうちょ銀行以外の金融機関からの払込みを希望される場合は取扱代理店までお問い合わせください。
■保険契約者	社会福祉法人全国社会福祉協議会	●お手続き方法	加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、専用の返信用封筒(ピンク色)を使用してご送付ください。
■保険期間	平成30年4月1日午前0時に始まり、保険期間末日(平成31年3月31日)の午後12時に終わります。	●中途加入	平成30年4月1日以降の中途でのご加入は、随時受付しています。その場合の保険期間は、加入手続完了日(保険料を指定口座に払込み、社協の受付印が押印された加入依頼書を提出したとき)の翌日午前0時から平成31年3月31日午後12時までとなります。
■申込締切日	保険期間開始の前日	■満期返れい金・契約者配当金	この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:	引受条件(保険金額等)、保険料はパンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。	■「急激かつ偶然な外來の事故」について	■「急激」とは、突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔がないことを意味します。
■加入対象者	社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティアセンター・市民活動センターなどに登録されているボランティアグループ・団体	■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知られない出来事をいいいます。	
●被保険者	【ケガの補償】活動従事者 【賠償責任の補償】加入対象者(団体)および活動従事者 【感染症の補償】加入対象者(団体)	■「外來」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることがあります。 (注)靴ぞれ、車酔い、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外來の事故」に該当しません。	

ケガの補償および活動従事者個人の賠償責任 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者(補償の対象となる方)が、この保険の対象となる活動従事中および往復途上において、急激かつ偶然な外來の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたために、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます(「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約」セット)。「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。
(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ケ ガ の 補 償	死亡保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡保険金の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故
	後遺障害保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=死亡保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	
	入院保険金 事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日から180日以内)	
	手術保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) <入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	
	通院保険金 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的にもしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帶するものがその主義・主張に関する暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

